

追加型投信 / 国内 / 債券

ジャパン・ソブリン・オープン

決算・分配金のお知らせ

ファンド情報提供資料
データ基準日: 2019年5月20日

平素は「ジャパン・ソブリン・オープン」をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当ファンドは2019年5月20日に第178期の決算を迎え、基準価額水準、市況動向等を勘案し、当期の分配金(1万口当たり、税引前)を、前期の12円から7円に引き下げましたことをご報告申し上げます。

今後とも引き続き、当ファンドをご愛顧賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

分配金と基準価額(2019年5月20日)

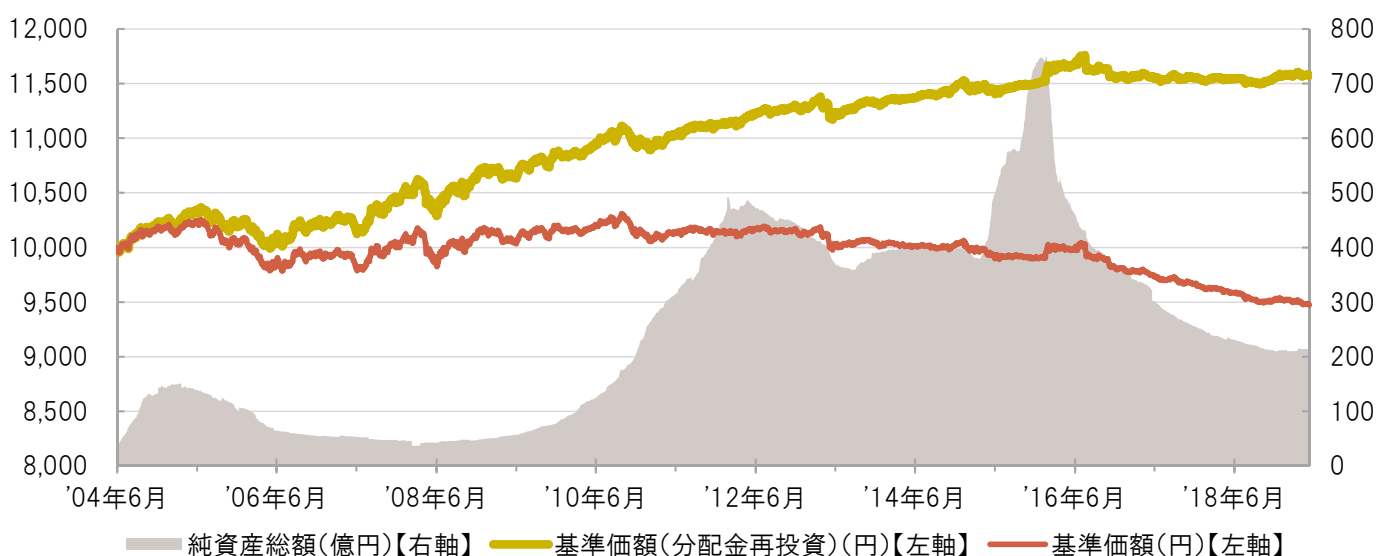
分配金 (1万口当たり、税引前)	7円
基準価額 (1万口当たり、分配落ち後)	9,474円

【分配金実績(1万口当たり、税引前)】

第174期 (2019年1月)	第175期 (2019年2月)	第176期 (2019年3月)	第177期 (2019年4月)	第178期 (2019年5月)	設定来累計
12円	12円	12円	12円	7円	1,999円

・運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

基準価額等の推移(期間:2004年6月11日(設定日)~2019年5月20日)



- ・基準価額、基準価額(分配金再投資)は、運用管理費用(信託報酬)控除後の値です。
- ・信託報酬率は、後記の「ファンドの費用」に記載しています。
- ・基準価額(分配金再投資)は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算しています。

■ 上記は、過去の実績・状況または作成時点での見通し・分析であり、将来の市場環境の変動や運用状況・成果を示唆・保証するものではありません。また、税金・手数料等を考慮していません。

ジャパン・ソブリン・オープン

分配金引き下げについて

当ファンドは、日本国債を主要投資対象とし、ラダー型運用を活用して安定した収益の確保を目指して運用を行っておりますが、これまでの分配金のお支払い等により、基準価額は、2019年5月10日時点で9,484円となっております。

上記の基準価額水準や市況動向に加え、配当等収益の状況等を総合的に勘案し、分配金の水準を下げて信託財産の成長を図ることが投資家の皆さまの中長期的な利益につながると考え、分配金の引き下げを行うことといたしました。

2018年初来の市場環境および当ファンドの運用状況について

【市場環境】

2018年初の国内長期金利(以下、長期金利)は、欧米金利の上昇などを受けて上昇して始まりました。その後、2月上旬に日銀が指定した利回りで特定の年限の国債を無制限に買入れる「指値オペ」を実施したことを受けて、長期金利は低下に転じました。加えて、黒田日銀総裁が再任される方向となり金融政策に対する不透明感が後退したことから、長期金利は3月末にかけて低下基調となりました。

その後、長期金利はイタリアの政治情勢や日銀の国債買入れなどを睨みながらもみ合いでの推移となったものの、7月下旬に日銀が金融政策を柔軟化するとの報道が出たことをきっかけに、国債市場は売り優勢の展開になり、長期金利は上昇しました。7月末に黒田日銀総裁が長期金利の変動幅拡大を容認する発言をすると、長期金利の居所を探る動きが活発化し、10月上旬にかけて国債市場はさらに売られる展開となりました。

その後、世界的な景気減速懸念が高まったことや米国の利下げ観測が台頭したことなどを受けて、2018年10月中旬から2019年3月下旬にかけて国債市場は一転して買い優勢の展開となり、長期金利は大幅に低下しマイナス圏に沈みました。4月以降は、株価上昇などを背景に景気減速懸念が一旦和らいだことなどから欧米金利が上昇に転じ、長期金利も小幅に上昇しました。

【運用状況】

当ファンドの基準価額は、日銀が長期金利の変動幅拡大を容認し、国内金利が上昇した2018年7月下旬から10月上旬にかけて下落したものの、2018年秋以降の大幅な金利低下を受けて2018年10月中旬から2019年3月末にかけては上昇し、その後は小幅に下落しています。

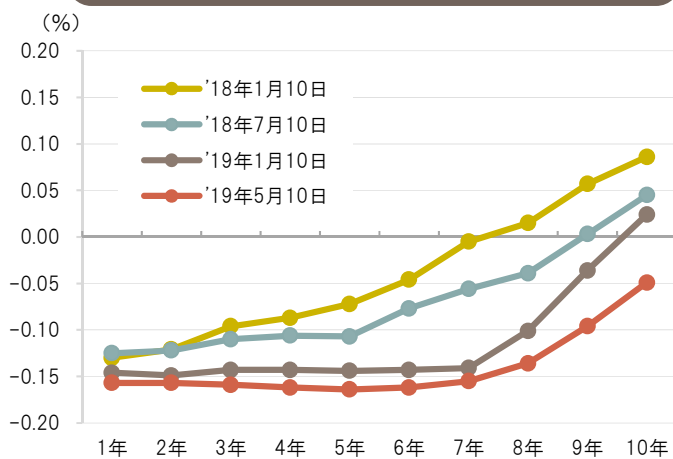
なお、2018年秋以降の大幅な金利低下を受けて、足下のポートフォリオの平均利回りはマイナスとなっています。金利低下にともなう債券価格上昇は基準価額の上昇要因となりますが、マイナス利回りでの運用は、基準価額の下落要因となります。また、日本銀行による国債買入れを背景に、債券市場の流動性が低下しており、金利のボラティリティが高まる場合には、基準価額の変動率も高まる可能性があります。

(2019年5月10日現在)

主な年限の日本国債利回りの推移



日本国債の利回り曲線



(出所) Bloombergのデータを基に三菱UFJ国際投信作成

■上記は、過去の実績・状況または作成時点での見通し・分析であり、将来の市場環境の変動や運用状況・成果を示唆・保証するものではありません。

ジャパン・ソブリン・オープン

今後の市場見通しおよび運用方針について

【市場見通し】

国内景気については、企業収益が概ね良好な水準を維持する中、設備投資は底堅く、個人消費については持ち直しの動きがみられます。一方、輸出については中国向けを中心に足もと弱めの動きとなっており、それが生産面での弱さにつながっています。先行きについては、海外経済の減速懸念などが燦る中、国内景気全体としては、今後も緩やかな回復にとどまる見通しです。

このような環境の中、消費者物価の上昇率については、賃金の伸び悩みなどを背景に、日銀が目指す2%の物価目標は達成の見通しが立ちにくい状況が続くと考えます。このため、現行の緩和的な金融政策は当面継続されるとみられ、日銀の国債買入れを背景とした国債需給の逼迫した状況が続くと見込んでいます。

金利上昇のリスクとしては、日銀が市場の想定以上に国債買入れの減額を進めることなどが挙げられます。また、現行の金融政策の副作用などに配慮して日銀が何らかの政策見直しを行う場合には、大幅な金利の変動が見込まれるため、今後も金融政策動向について注視していく必要があると考えています。

当面の国債市場は、金利低下が進んだことによる高値警戒感などが債券の売り材料となる一方、世界経済に対する不透明感などが買い材料となり、一進一退の展開を見込んでいます。

【運用方針】

なお、当ファンドの今後の運用につきましては、運用基本方針通りラダー型運用を維持する方針です。

・市況の変動等により、上記の運用方針通りの運用が行えない場合があります。

■上記は、過去の実績・状況または作成時点での見通し・分析であり、将来の市場環境の変動や運用状況・成果を示唆・保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託から分配金が支払われるイメージ

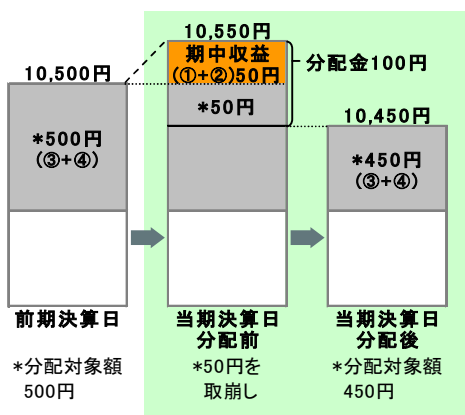


- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

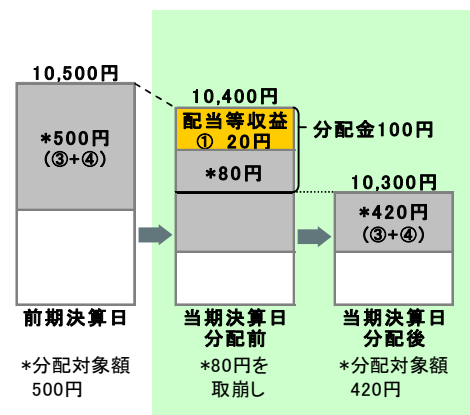
分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



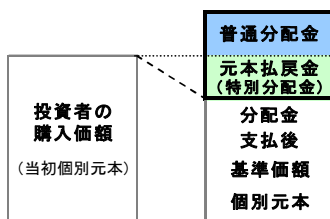
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

分配準備積立金：当期の①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる分配対象額となります。

収益調整金：追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないようにするために設けられた勘定です。

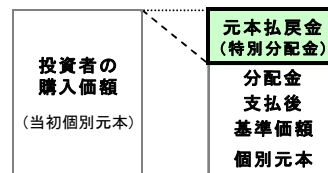
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりの方が小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、投資信託説明書(交付目論見書)をご参照ください。

購入時手数料に関する留意事項

お客さまにご負担いただく購入時手数料の具体例は以下の通りです。販売会社によっては金額指定(購入時手数料を含む場合と含まない場合があります)、口数指定のいずれかのみのお取扱いになる場合があります。くわしくは、販売会社にご確認ください。

[金額を指定して購入する場合](購入時手数料を含む場合)

例えば、100万円の金額指定でご購入いただく場合、100万円の中から購入時手数料(税込)をご負担いただきますので、100万円全額が当該ファンドの購入金額となるものではありません。

[口数を指定して購入する場合]

例えば、基準価額10,000円(1万口当たり)の時に100万口ご購入いただく場合、購入時手数料=(10,000円÷1万口)×100万口×手数料率(税込)となり、100万円と購入時手数料の合計額をお支払いいただくことになります。

ジャパン・ソブリン・オープン

追加型投信／国内／債券

ファンドの目的・特色

■ファンドの目的

安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

■ファンドの特色

特色1 日本国債を主要投資対象とします。

- ・国債とは、国が発行する債券です。したがって、信用力は高く、利子や元本の支払いの確実性は比較的高いと考えられます。
- ・国債の組入比率は、原則として高位を保ちます。

特色2 ラダー型運用を活用し、安定した収益の確保を目指します。

- ・各残存期間ごと(最長10年程度)の投資額面金額が同額程度となるような運用(ラダー型運用)を目指します。
- ・残存期間の異なる債券に額面等金額投資を行うことで、特定年限の金利水準や債券価格変動の影響を軽減する効果が期待されます。

【ラダー型運用の特徴】

- ・短期から長期までの残存期間の異なる債券におおむね均等に投資することで、金利変動リスク(債券の価格変動リスク)を平準化できると考えられます。
- ・金利水準等に基づいてアクティブに運用を行う手法と比較して、運用コストを低く抑えるメリットも期待されます。

資金動向や市況動向等によっては、特色1、特色2のような運用ができない場合があります。

特色3 毎月決算を行い、収益の分配を行います。

- ・毎月20日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

収益分配方針

- ・分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ・委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して、利子・配当収入を中心に分配金額を決定します。(ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。)

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

また、委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。

■ファンドのしくみ

- ・ファミリーファンド方式により運用を行います。
- <当ファンドが主要投資対象とするマザーファンド>
 ジャパン・ソブリン・オープン マザーファンド

投資リスク

■基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

金利変動リスク	債券は、一般的に金利の変動により価格が変動します。当ファンドは実質的に債券に投資しますので、金利の変動により当ファンドの基準価額も変動します。
信用リスク	投資している有価証券等の発行体の財務状況または信用状況の悪化等の影響により、当ファンドの基準価額は下落し、損失を被ることがあります。

上記のリスクは主なリスクであり、これらに限定されるものではありません。

■その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、クーリングオフ(金融商品取引法第37条の6の規定)の適用はありません。

ご購入の際には、必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

ジャパン・ソブリン・オープン

追加型投信／国内／債券

手続・手数料等

■お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位／販売会社にご確認ください。
購入価額	購入申込受付日の基準価額 ※基準価額は1万口当たりで表示されます。基準価額は委託会社の照会先でご確認ください。
換金単位	販売会社が定める単位／販売会社にご確認ください。
換金価額	換金申込受付日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目から販売会社においてお支払いします。
申込締切時間	原則として、午後3時までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。
換金制限	当ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金のお申込みに制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消すことがあります。
信託期間	無期限(2004年6月11日設定)
繰上償還	当ファンドの受益権の総口数が、当初設定時の10分の1または10億口を下回るようになった場合等には、信託期間を繰上げて償還となることがあります。
決算日	毎月20日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	毎月の決算時に分配を行います。 販売会社との契約によっては、収益分配金の再投資が可能です。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。個人受益者については、収益分配時の普通分配金ならびに換金時および償還時の譲渡益に対して課税されます。NISA(少額投資非課税制度)およびジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)の適用対象です。税法が改正された場合等には、変更となることがあります。くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

■ファンドの費用

お客さまが直接的に負担する費用

購入時手数料 購入価額に対して、**上限1.08%(税抜1.00%)**(販売会社が定めます)
(購入される販売会社により異なります。くわしくは、販売会社にご確認ください。)

信託財産留保額 換金申込受付日の基準価額に**0.05%**をかけた額

お客さまが信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用(信託報酬) 日々の純資産総額に対して、**年率0.1188~0.3996%(税抜年率0.1100~0.3700%)**をかけた額

その他の費用・手数料 監査法人に支払われる当ファンドの監査費用・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用・その他信託事務の処理にかかる諸費用等についても当ファンドが負担します。
※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

※運用管理費用(信託報酬)および監査費用は、日々計上され、当ファンドの基準価額に反映されます。毎決算時または償還時に当ファンドから支払われます。

※上記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、当ファンドが負担する費用(手数料等)の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

本資料のご利用にあたっての注意事項等

●本資料は、三菱UFJ国際投信が作成した資料です。投資信託をご購入の場合は、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。●本資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。●本資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性等を保証するものではありません。●本資料中のグラフ・数値等は、過去の実績・状況であり、将来の市場環境等や運用成果等を示唆・保証するものではありません。また税金・手数料等を考慮しておりませんので、実質的な投資成果を示すものではありません。●投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。銀行等の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の補償の対象ではありません。●投資信託は、販売会社がお申込みの取扱いを行い委託会社が運用を行います。

●委託会社(ファンドの運用の指図等)

三菱UFJ国際投信株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第404号

加入協会:一般社団法人 投資信託協会

一般社団法人 日本投資顧問業協会

<ホームページアドレス> <https://www.am.mufg.jp/>

<お客さま専用フリーダイヤル> 0120-151034

(受付時間 営業日の9:00~17:00)

●受託会社(ファンドの財産の保管・管理等)

三井住友信託銀行株式会社

ご購入の際には、必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

販売会社情報一覧表

投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は下記の販売会社まで

ファンド名称: ジャパン・ソブリン・オープン

商号	登録番号等	日本証券業協会	一般社団法人 日本投資顧問業協会	一般社団法人 金融先物取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品取引業協会
株式会社イオン銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第633号	○			
株式会社池田泉州銀行	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第6号	○		○	
日本証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第31号	○			
エース証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第6号	○			
SMBC日興証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号	○	○	○	○
株式会社SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号	○		○	○
株式会社愛媛銀行	登録金融機関 四国財務局長(登金)第6号	○			
株式会社大分銀行	登録金融機関 九州財務局長(登金)第1号	○			
岡崎信用金庫	登録金融機関 東海財務局長(登金)第30号	○			
株式会社沖縄海邦銀行	登録金融機関 沖縄総合事務局(登金)第3号	○			
株式会社鹿児島銀行	登録金融機関 九州財務局長(登金)第2号	○			
カブドットコム証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第61号	○		○	
九州FG証券株式会社	金融商品取引業者 九州財務局長(金商)第18号	○			
株式会社きらやか銀行	登録金融機関 東北財務局長(登金)第15号	○			
株式会社熊本銀行	登録金融機関 九州財務局長(登金)第6号	○			
株式会社西京銀行	登録金融機関 中国財務局長(登金)第7号	○			
株式会社清水銀行	登録金融機関 東海財務局長(登金)第6号	○			
株式会社荘内銀行	登録金融機関 東北財務局長(登金)第6号	○			
荘内証券株式会社	金融商品取引業者 東北財務局長(金商)第1号	○			
株式会社常陽銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第45号	○		○	
株式会社親和銀行	登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第3号	○			
高木証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第20号	○			
株式会社筑邦銀行	登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第5号	○			
株式会社千葉興業銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第40号	○			
株式会社中京銀行	登録金融機関 東海財務局長(登金)第17号	○			
株式会社徳島銀行	登録金融機関 四国財務局長(登金)第10号	○			
株式会社鳥取銀行	登録金融機関 中国財務局長(登金)第3号	○			
株式会社富山銀行	登録金融機関 北陸財務局長(登金)第1号	○			
西村証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第26号	○			
フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第152号	○			
株式会社福井銀行(※)	登録金融機関 北陸財務局長(登金)第2号	○		○	
株式会社福岡銀行	登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第7号	○		○	
松井証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第164号	○		○	
松阪証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第19号	○	○		
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	
三津井証券株式会社	金融商品取引業者 北陸財務局長(金商)第14号	○			
株式会社三井住友銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第54号	○		○	○
株式会社三菱UFJ銀行(※)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第5号	○		○	○
三菱UFJ信託銀行株式会社	登録金融機関 関東財務局長(登金)第33号	○		○	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2336号	○	○	○	○
むさし証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第105号	○			○
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○

・商号欄に*の表示がある場合は取次販売会社です。・商号欄に(※)の表示がある場合は新規申込のお取扱いを中止しております。